不動産瑕疵確認書

不動産業者は、不動産売却の際、その物件が事故物件や心理的瑕疵物件である場合は相手に対してそのことを伝える義務があり、このことは宅建業法の47条で定められています。瑕疵とは、欠陥、欠点、過失、傷などの意味で用いられる言葉です。役場でも確認できる範囲でこのことを把握したいので、下記事項について回答にご協力をお願いいたします。

該当する回答欄にㇾ印でチェックをお願いします。

1、 この物件は、雨漏りしている箇所がある □ない　□ある　□わからない

2、 この物件は、シロアリによる腐食がある　　　　　　　　 □ない　□ある　□わからない

3、 この物件は、大雨によって浸水したことがある　　　　 □ない　□ある　□わからない

4、 この物件は、地盤沈下がある　　　　　　　　　　　　　 □ない　□ある　□わからない

5、 この物件は、土壌汚染がある　　　　　　　　　　 □ない　□ある　□わからない

6、 物件の周辺に、指定暴力団の事務所がある　 　 □ない　□ある　□わからない

7、 この物件で、孤独死、殺人、自殺があった　 　 □ない　□ある　□わからない

8、 この物件で、事件、火災や事故で死者がでた □ない　□ある　□わからない

9、 物件の周辺に、嫌悪施設が存在している　　　　 □ない　□ある　□わからない

※嫌悪施設とは

工場・下水処理場・産業廃棄物処理場・葬儀場・騒音や臭い・大気汚染・土壌汚染・水

質汚染などを起こす施設などのことを指します。

　　　　　　年　　　月　　　日

住所

氏名